

主な内容

46年度事業計画・基本方針…1頁
 当所議員改選の日程決まる…1頁
 46年度収支予算決まる…3頁
 金融制度特集…3.4.5.6頁
 各種講習会のお知らせ…8頁
 宇都宮機械工業青年会創立…8頁



所
 会議所
 町1-3, 427
 33-6231(電)
 子 浩 蔵
 共 刷 刷 刷
 106(電)
 行 定 価 30 円

昭和46年度予算総括表 (単位円)

区 分	46年度	45年度	比増減(△)
一般会計	32,110,000	27,980,000	4,130,000
中小企業相談所	17,832,000	15,907,000	1,925,000
特定商工業者	1,492,000	1,461,662	30,338
祭催物開催費	3,450,000	3,785,000	△335,000
当所駐車場	4,840,000	4,502,000	338,000
交通共済管理費	1,479,000	1,191,000	288,000
合 計	61,203,000	54,826,662	6,376,338

昭和四十五年の我が国経済は、前年九月以降の景気調整下にも拘らず、前半において経済は早い速さで拡大し、卸売物価も上昇したが、金融引締の浸透とともに、後半から景気は次第に鎮静化に向い、設備投資の過熱に伴う供給超過の産業界に不況感が広がり、四十六年前半まで景気調整が続くものと見られる。

当所議員改選近づく、事務日程決まる

当所議員は、昭和四十三年に選任され、三か年の任期が本年五月で満了になるので改選することになり、去る三月二十七日の常議員会において、「昭和四十六年度当所議員選挙選任に関する事務日程表」(下表)を決めた。

昭和46年当所議員選挙選任に関する事務日程表

日 時	事 項	備 考
5月1日(土)	選挙公告	立候補届出期間
5月15日(土)	選挙人名簿調製	
5月20日(木)	同名簿縦覧	
5月22日(土)	同名簿確定	
5月27日(木)	二名議員の部会割当決定	
5月28日(金)	二名議員選任(定数28名)	
5月31日(月)	一名議員立候補届締め切り	
6月1日(火)	立候補辞退	
6月5日(土)	一名議員選挙(定数40名)	
6月7日(日)	三名議員選任(定数12名)	
6月15日(火)	議員総会	

備考 本日程表による事務の取扱い時間は、すべて午前9時より午後4時までとします。

事業計画の基本方針

昭和四十五年の我が国経済は、前年九月以降の景気調整下にも拘らず、前半において経済は早い速さで拡大し、卸売物価も上昇したが、金融引締の浸透とともに、後半から景気は次第に鎮静化に向い、設備投資の過熱に伴う供給超過の産業界に不況感が広がり、四十六年前半まで景気調整が続くものと見られる。

収支予算決まる

去る三月二十七日午後一時より、第一会議室において常議員会を、同じく二時三十分より大会議室において、通常議員会をそれぞれ開催、次の議案について審議、決定した。

当所会員数三千名突破!

去る二月上旬より実施しました四十五年度の会員増強運動は、三月末日で約二千五百名の新規加入があり、ついに目標の三千名突破して約三千名となりました。

「速報」昭和46年度 通産省が指定する 商業近代化指定地域に 全国で10市のうち 当市が選ばれる!!

大規模な調査を開始、詳細は次号に掲載予定。

技術水準の低さ、企業体質の弱さ、経営近代化の遅れ、それに資力不足の進行、経済の国際化の進展など企業を取りまく環境はきびしい。これに対処するため、前年引き継ぎ事業の自助努力による経営の近代化、合理化を推進する必要がある。

瑞穂野工業団地への移転助成推進 定地域計画の策定 など

一〇万円(前年比12%増)

去る二月上旬より実施しました四十五年度の会員増強運動は、三月末日で約二千五百名の新規加入があり、ついに目標の三千名突破して約三千名となりました。

去る二月上旬より実施しました四十五年度の会員増強運動は、三月末日で約二千五百名の新規加入があり、ついに目標の三千名突破して約三千名となりました。

去る二月上旬より実施しました四十五年度の会員増強運動は、三月末日で約二千五百名の新規加入があり、ついに目標の三千名突破して約三千名となりました。

*** お店のことなら……なんでも ご相談下さい! ***

店舗・設計・施工のパイオニア

日本店装チェーン加盟店・店装クラブ会員

オオミヤ

宇都宮市駒生町1407 代表 大宮幸一

■ 店舗設計事務所 泉町8-24 TEL 22 2202
 ■ アド・センター 看板各種展示装飾 TEL 52 1050

会員加入 三千名突破記念、金融制度特集号

6日(初) 46(4) 6(9)

主な内容

46年度事業計画・基本方針…1頁

当所議員改選の日程決まる…1頁

46年度収支予算決まる…3頁

金融制度特集…3.4.5.6頁

各種講習会のお知らせ…8頁

宇都宮機械工業青年会創立…8頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市旭町1-3, 427
電話 320 33 6231(4)

編集兼
発行人 金子浩蔵

印刷所 三共印刷機
電話 84106(4)

毎月20日発行定価30円

昭和46年度予算総括表 (単位円)

区分	46年度	45年度	増減(△)
一般会計	32,110,000	27,980,000	4,130,000
中小企業相談所	17,832,000	15,907,000	1,925,000
特定商工業者	1,492,000	1,461,662	30,338
祭備物開催費	3,450,000	3,785,000	△335,000
当所駐車場	4,840,000	4,502,000	338,000
交通経済管理費	1,479,000	1,191,000	288,000
合計	61,203,000	54,826,662	6,376,338

昭和四十五年の我が国経済は、前年九月以降の景気調整下にも拘らず、前半において経済は早いペースで拡大し、卸売物価も上昇したが、金融引締の浸透とともに、後半から景気は次第に鎮静化に向い、設備投資の過熱に伴う供給超過の産業界に不況感が広がり、四十六年前半まで景気調整が続くものと見られる。

事業計画の基本方針

昭和四十六年度の我が国経済は、前年九月以降の景気調整下にも拘らず、前半において経済は早いペースで拡大し、卸売物価も上昇したが、金融引締の浸透とともに、後半から景気は次第に鎮静化に向い、設備投資の過熱に伴う供給超過の産業界に不況感が広がり、四十六年前半まで景気調整が続くものと見られる。

昭和46年度事業計画・収支予算決まる

当所は、去る三月二十七日午後一時より、第一会議室において常議員会を、同じく二時三十分より大会議室において、通常議員会をそれぞれ開催し、次の議案について審議、決定した。

一、昭和四十六年度事業計画について
二、昭和四十六年度収支予算について
三、昭和四十六年度収支予算案について

特に本年度予算は、会員が三千人を超えたのと、激動する七〇年代に対処していくための新規事業や施策などによって、六千二百三十三万五千円となった。

なお、常議員会で決めたものとして、同議会に次の事項が報告されたが、その中で、市営馬場町駐車場の管理事務の一切が市から委託(四月六日開業、有料)されたのが新規事業となっている。報告事項は、①当所市営馬場町駐車場管理事務所設置規則並びに就業規則の制定について、②当所議員選挙選任規約並びに給与規程別表旅費支給表及び自動車駐車料徴収規定等の各一部改正について、③当所議員の選挙選任に関する事務日程並びに選挙委員の選任について、④当所新加入会員の加入承認について、などとなっている。

新規事業

瑞穂野工業団地への移転助成推進
商業近代化指定地域計画の策定 など

予算総額六千二百三十三万五千円(前年比12%増)

当所議員は、昭和四十三年に選任され、三か年の任期が本年五月で満了になるので改選することになり、去る三月二十七日の常議員会において、「昭和四十六年度当所議員選挙選任に関する事務日程表」(下表)を決定した。

同時に、当所議員選挙選任規約の一部改正され、一、号議員の立候補届出が、選挙期日の五日前まで(日規約は三日前)となった。選挙期日の四日前までとなった。また、同日、選挙委員を内定し、五月一日の選挙公告をもって会頭が委嘱することになっている。

なお、今回の選挙人名簿調製が五月十五日になっており、当所会費の上半期分は、その払込み口数によって投票数が決まるので、その日までに必ず納入していただくべきです。

当所議員改選近すぎ、事務日程決まる

昨年十月、日銀は経済活動が安定したことにより、他面産業界が不安感をやわらげるために、公定歩合を六・二五%から六%へ、〇・二五%引き下げ、金融緩和へ

昭和46年当所議員選挙選任に関する事務日程表

日	時	事項	備考
5月1日	(土)	選挙公告	立候補届出期間
5月15日	(土)	選挙人名簿調製	
5月20日	(木)	同名簿縦覧	
5月22日	(土)	同名簿確定	
5月27日	(木)	二名議員の部会割当決定	
5月28日	(金)	二名議員選任(定数28名)	
5月31日	(月)	一名議員立候補届出締め切り	
6月1日	(火)	立候補辞退	
6月5日	(土)	一名議員選挙(定数40名)	
6月7日	(月)	三名議員選任(定数12名)	
6月15日	(火)	議員総会	

備考 本日程表による事務の取扱い時間は、すべて午前9時より午後4時までとします。

「速報」昭和46年度 通産省が指定する
商業近代化指定地域に
全国で10市のうち
当市が選ばれる!!

大規模な調査を開始、詳細は次号に掲載予定。

当所会員数三千名突破!

去る二月上旬より実施しました四十五年度の会員増強運動は、三月末日で約二五〇名の新規加入があり、ついに目標の三千名を突破して約三千百名となりました。会員各位には、深いご理解を賜わり心から感謝いたします。

本商工会議所も、お蔭をもちまして幅広い各種の事業に取り組み、順調な歩みを進めており、現下の内外共に困難な経済情勢下におきまして、商工会議所の使命達成に、役員、協力して努力を傾注する覚悟をしております。なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

技術水準の低さ、企業体質の弱さ

技術水準の低さ、企業体質の弱さと経営近代化の立派な、それに資する調達の弱さなど解決を迫られている課題も多く、さらには労働力不足の進行、経済の国際化の進展など企業を取りまく環境はきびしい。これに対処するため、前年引き継ぎの自助努力による経営近代化、合理化を推進する必要がある。

これがたゞ商工会議所は、関係行政機関や団体などの協力を仰ぎ、業界の自助努力を助長し、均衡のとれた調和ある発展に寄与するよう適切な施策を講ずるとともに、豊かで住みよい街づくりのために、地域開発を推進し、商工会議所の使命達成に努めようとするものである。

以上、商工会議所の使命はいよいよ重く、これが達成のために会員増強と財政の確立を図るとともに、会員の英知を結集した意見活動、その他の事業活動を活発化し、会員の皆様の期待に副しよう努力するものである。

(本年度の予算、重点目標、事業実施計画は二、三頁にあります)

＊お店のことなら……なんでもご相談下さい!

店舗・設計・施工のパイオニア

日本店装チェーン加盟店・店装クラブ会員

オオ三ヤ

宇都宮市駒生町1407 代表 大宮幸一

■店舗設計事務所 泉町8-24 TEL 22 2202

■アド・センター 看板各種展示装飾 TEL 52 1050

6月10日 46/4/6/9

会員加入 三千名突破記念、金融制度特集号

昭和46年度 宇都宮市中小企業融資制度案内

この融資制度を利用できる人は、市内に事業所を有し、引続き1年以上現在の事業を営む中小企業者または協同組合等で、返済能力が確実であると認められるものです。(アンダーラインは改正箇所です)

Table with columns: 資金の種類, 用途, 貸付限度額, 期間, 保証人, 利率, 取扱金融機関, 保証料. Includes categories like 機械設備資金, 施設改善資金, 従業員福利厚生施設資金, etc.

金融のしおり

栃木県信用保証協会保証料率表

Table showing guarantee fee rates for different loan types and amounts, categorized by region (区) and type of collateral (担保).

昭和46年度 当所一般会計収支予算

Income and expenditure budget table for the general account, showing various categories like 給与, 旅費, 家賃, etc.

昭和46年度 当所一般会計収支予算

Income and expenditure budget table for the general account, showing various categories like 経費, 雑費, etc.

昭和46年度 中小企業相談所収支予算

Income and expenditure budget table for the Small Business Consultation Office, showing categories like 経費, 雑費, etc.

昭和46年度 中小企業相談所収支予算

Income and expenditure budget table for the Small Business Consultation Office, showing categories like 経費, 雑費, etc.

本年度の重点目標

一、地域開発の推進 (1) 国土東北新幹線の早期実現と同様の都市部内交通網の整備... (2) 中小企業振興策の強化... (3) 商工会議所組織の強化...

事業実施計画

(1) 地域内中小企業団体(業種別組合)の育成... (2) 中小企業振興策の強化... (3) 商工会議所組織の強化...

労働条件改善対策

(1) 労働条件改善調査... (2) 労働条件改善指導... (3) 労働条件改善相談...

視察

(1) 商店の共同化... (2) 商店の共同化... (3) 商店の共同化...

五、観光並びに交通対策

(1) 観光施設の整備... (2) 観光施設の整備... (3) 観光施設の整備...

昭和三十六年度 中小企業相談所事業計画

昭和三十六年度 中小企業相談所事業計画

昭和三十六年度 中小企業相談所事業計画

昭和三十六年度 中小企業相談所事業計画

昭和三十六年度 中小企業相談所事業計画

Monthly schedule table for Small Business Consultation Office activities from May to June.

Monthly schedule table for Small Business Consultation Office activities from July to August.

Monthly schedule table for Small Business Consultation Office activities from September to October.

Monthly schedule table for Small Business Consultation Office activities from November to December.

Monthly schedule table for Small Business Consultation Office activities from January to April.

昭和46年度 栃木県中小企業関係融資制度一覧 (アンダーラインのあるところは改正箇所です) その2

Table with columns: 名称, 融資対象, 融資条件, 融資限度, 融資期間, 利率, 取金・撥金・機関, 申込機関, 主管課. Rows include: 高年度, 計算事務共同化資金, 中小企業者たる会社, 小売商業連鎖化資金 (ボランティアチェーン), 中小企業者たる会社, 共同公害防止資金, 事業協同組合, 事業協同小組合, 協同組合連合会.

Table with columns: 名称, 融資対象, 融資条件, 融資限度, 融資期間, 利率, 取金・撥金・機関, 申込機関, 主管課. Rows include: 下請企業育成強化資金貸付金, 中小工業合理化安定資金, 中小企業長期設備資金貸付金, 設備近代化資金貸付金, 中小企業退職金共済事業還元融資資金 (退職金共済事業団), 雇用促進融資資金 (雇用促進事業団), 住宅つき店舗事務所等の建築資金 (住宅金融公庫), 産業労働者住宅建設資金, 公害防止融資資金 (公害防止事業団).

昭和46年度 栃木県中小企業関係融資制度一覧 (アンダーラインのあるところは改正箇所です) その1

Table with columns: 名称, 融資対象, 融資条件, 融資限度, 融資期間, 利率, 取金・撥金・機関, 申込機関, 主管課. Rows include: 中小企業労働福祉施設資金貸付金, 中小企業振興資金等貸付金, 輸出振興資金貸付金, 小規模事業無担保融資資金貸付金, 中小商工業合理化安定資金, 中小商業店舗改造資金貸付金, 小規模企業共済還元融資, 公害防止施設緊急整備資金, 公害防止施設利子補給金.

Table with columns: 名称, 融資対象, 融資条件, 融資限度, 融資期間, 利率, 取金・撥金・機関, 申込機関, 主管課. Rows include: 共同施設資金貸付金, 工場集団化資金貸付金, 店舗集団化資金貸付金, 企業合同資金貸付金, 小売商業店舗共同化資金貸付金, 工場共同化資金貸付金, 商店街近代化資金.

金融のしおり

お知らせコーナー

江木武彦氏の「話し方教室」
『人を感動させる話し方』
5月11日に当所で開催

私共の経済活動のうえに不可欠な設備を中心に、人も人と人のコミュニケーションに不可欠な設備を中心、コミュニケーションは、ますますその重要性を増してきています。
昨年同様講師の江木武彦先生は、このコミュニケーションに独自の境地を開かれました。
そこで今回は「人を感動させる話し方」という題目で、市と当所の共催で、コミュニケーション

5月18日・販売力を増強させる
「店舗照明講座」を開催

基礎知識とその応用

店舗照明はむかしいものと考えられておりましたが、これからの販売力増強には、店舗照明の正しい理解が必要で、
本講座は、当所主催により、日本照明学会の笠原謙二先生を招き、次により店舗照明の基礎と応用について、実例をもとに講義されるので、ぜひご参加ください。

当所の近代化活動要領に則り
「宇都宮機械工業青年会」が創立



本紙一月号で既報のとおり、当所は「中小企業近代化活動推進要領」を策定し、若い経営者・後継者の協力による近代化の活動を推進し、さらにおおむね三月一日、一四業種団体から八十七名を選抜し、若手推進グループを作り上げたが、早くも、この四月六日に宇都宮機械工業青年会が発足した。
この「宇都宮機械工業青年会」は、既存の宇都宮機械工業会において、すでに一年前より青年会の発足を計画していたところ、当所が活動要領を定めて協力を整えたとを知り、これのうってつけの機会に若手グループとして、先頭を切って創立したものである。中には、推進員として七名が委嘱されており、発足に活躍した。

労災保険の
「年度更新手続」は
5月15日まで

労災保険料の納付は、年に一度だけ前年度の精算払いをし、同時に今年度の概算払いも併せて加入している事業所は、月内に所定の手続きをさしあげ、通知があるまで待機してください。通知がない場合は、概算が不足している場合がありますので、事前に事務所へご連絡をお願いします。通知がない場合は、概算が不足している場合がありますので、事前に事務所へご連絡をお願いします。

若人のあこがれ
「青年の家研修会」を
今年も真夏に実施!

四月六日の創立総会では、会員二十五名出席して開かれ、規約・役員選出、四十六年度事業計画、同収支決算が決議された。
そのあと、市長代理の坂本商工部長、宇都宮機械工業会内各村所長、宇都宮機械工業会会村所長が来賓としてそれぞれあいさつ、創立を祝して今後の発展を願って激励した。
当所としては、講習会と資料配布など事業活動に際して、応分の助成を行ない協力して行くことになつていく。宇都宮機械工業青年会としては、とりあえず、当所備え付けの「オートのスライド」を利用し、生産実務関係を主体に勉強して行く。

大卒の就職事務は七月一日から
協会等の申し合わせに協力

大卒、短大等の各協会・連盟は、去る二月二十七日、昭和四十六年度大学卒業予定者のための就職推進協議会に加入し、七月一日から大卒の就職事務は七月一日から協会等の申し合わせに協力する。

六月の講習会
「女子社員講座」
講師：日本事務能率協会
講師：野村玲子氏

特別講演会 「インフレ下の不況対策」
講師 斎藤栄三郎氏
とき 5月20日(木) 1時~2時半
ところ 足利銀行本店 3階会議室

年	前	四十六	年	前	四十六	年	前	四十六
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月

年	前	四十六	年	前	四十六	年	前	四十六
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月
年	三	月	三	月	三	月	三	月

安い掛金で高額保障。従業員対策や不時出費に会議所の災害共済制度のご利用を!!

店舗の企画設計は 新しいデザインと豊かな経験をもつ
◆ 栃木県店舗装飾協同組合員へ ◆
各種ウインド・陳列ケース・陳列台・ステージコーナ
その他・あなたのお店の繁栄にご協力させていただきます

栃木県店舗装飾協同組合

- (株) 明和工芸 宇都宮市松原一丁目二番八号 電話(0285)2751-1551
- (有) イノマタウインド製作所 宇都宮市平出町四二八七番地 電話(0285)610-5555
- 石下製作所 宇都宮市西大宮二丁目二番一五号 電話(0285)349-226
- 丸源製作所 宇都宮市宮本町一八番四号 電話(0285)21-29
- (有) カワナベ工芸 宇都宮市西大宮一丁目二番二二号 電話(0285)34-924



〔付 録〕

雇用促進融資案内

一雇用促進融資とは一

企業の労働力確保を援助するため、公共職業安定所の紹介で労働者を雇い入れる事業主(事業主の団体を含みます。)の方に対して、労働者住宅、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福祉厚生施設や、教室、実習場等の職業訓練施設のほか、身体障害者の作業施設や、建設業・水産加工業・建設用粘土製品の製造業で年間を通じて事業を行ない労働者を就労させるために必要な通年雇用設備等の設置又は整備に必要な資金を、長期、低利に融資する制度です。

労働者住宅

1. 貸付要件

共同住宅(1棟2階建以上4戸以上の世帯者向住宅)、共同宿舎(単身者用の寮、寄宿舎など)、及びその他の住宅(1戸建、2戸建の世帯者向住宅)の新設、増築又はこれに伴う土地取得をするための資金を次のいずれかの要件に該当する事業主又は法人格を有する事業主の団体に貸付けます。

記号	労働者住宅設置資金を借受けるための要件	雇い入れ必要人数		備 考
		事業主	事業主の団体	
A-1	移転就職者を雇い入れる場合	5人以上	10人以上	1.この証明は、公共職業安定所が行ないます。
A-2	移転就職者を事業団の移転就職者用宿舎に収容している場合	1人以上	1人以上	
B-1	指定地域内(労働力過剰地域)に工場を新設し労働者を雇い入れる場合	30人以上	50人以上	2.この証明により建設できる住宅の戸(人)数は、証明1人に対し1戸(人)以内です。
B-2	指定地域内(労働力過剰地域)の工場を拡充し労働者を雇い入れる場合	10人以上	50人以上	
C	指定地域外の事業団が指定地域内の労働者を雇い入れるために労働者が居所を変更する場合	5人以上	10人以上	35以上の労働者を雇い入れる場合
D	中小企業事業主が労働者を雇い入れる場合であって福祉厚生施設を設置しないと労働力確保が著しく困難な場合	3人以上	10人以上	
E	中小企業事業主が労働者を雇い入れる場合であって福祉厚生施設を設置しないと労働力確保が著しく困難な場合	1人以上	1人以上	20人以上
F-1	新産業都市区域に工場を新設し労働者を雇い入れる場合	1人以上	1人以上	
F-2	新産業都市区域の工場を拡充し労働者を雇い入れる場合	1人以上	1人以上	10人以上
G	港湾労働者を雇い入れる場合	1人以上	1人以上	
H	身体障害者を雇い入れる場合	1人以上	10人以上	

2. 貸付額

(1). 新設資金・増築資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = {主体工事費(1人当り融資対象面積×地域別・構造別1㎡当り標準建設費)×建設戸(人)数(安定所の証明人数の範囲内)} + 附帯工事費} × 融資率 (主体工事費)

対 象 面 積	1㎡ 当 り 標 準 建 設 費
共 同 住 宅 } 1戸当り50㎡ その他の住宅	耐火構造 28,900円～44,900円 (地域・階数に応じて異なります)
	簡易耐火構造 27,200円～28,500円 (地域に応じて異なります)
共同宿舎1人当り 17㎡	木造及び防火構造 21,400円～27,000円 (地域に応じて異なります)

〔附帯工事費〕

特殊基礎工事費(耐火構造で地上の階数2以上のものを施工する場合) 1㎡当り	1,700円～5,000円
水洗式便所工事費(その他の住宅のみ)	1戸当り 20,000円
昇降機設置工事費(6階以上の共同住宅、共同宿舎)	1台当り 5,500,000円
暖房設備設置工事費	共同住宅 1戸当り 160,000円 共同宿舎 1人当り 40,000円

屋外附帯工事敷地造成工事費	共同住宅 1戸当り 135,000円 共同宿舎 1人当り 28,000円 その他の住宅 1戸当り 117,000円
---------------	---

(2). 土地取得資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = 融資対象面積 × 地域別 1㎡当り標準価格 × 融資率
(土地取得面積及び貸付額)

融 資 対 象 面 積	1㎡ 当 り 標 準 価 格
共同住宅、共同宿舎の場合 建物の融資対象面積の2倍以内 (北海道は3倍以内)	3,700円又は8,000円 (地域により区分されています)
その他の住宅の場合 1戸当り165㎡以内 (北海道は231㎡以内)	1,600円～6,600円 (地域により4段階に区分されています)

(3). 融資率 中小企業又はその団体……………90%
大企業……………70%

(注) 申請額は、1件100万円以上のものについて受付けます。

3. 貸付条件

(1). 利 率 中小企業又はその団体……………年6.5%
大企業……………年7%

(2). 償還期間

施設の構造	償 還 期 間
耐 火 構 造	30年以内 (据置期間なし)
簡易耐火構造	20年以内(北海道については30年以内) (")
その他の構造	18年以内 (")

(3). 償還方法

3ヵ月毎の元金均等割賦償還です。

(4). 担 保

不動産等貸付額相当の担保を提供していただくことになっています。

(5). 保証人

確実な連帯保証人2人以上を立てていただくことになっています。

福祉施設

1. 貸付要件

次の施設の新設、増改築又はこれらの設置に伴う土地取得をするための資金を労働者住宅と同じ要件を充す事業主又は法人格を有する事業主の団体に貸付けます。

保健施設(浴場、体育施設など) 給食施設(食堂、炊事場など)
託児施設(従業員のための託児所など) 教養文化施設(集会室、図書室など)
購買施設(売店など) 施設の附帯備品(給食施設の冷蔵庫、ボイラーなど)

2. 貸付額

(1). 新設資金、増改築資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = {主体工事費(融資対象面積×地域別・構造別1㎡当り標準建設費) + 附帯工事費 + 設計監督費} × 融資率

(主体工事費)

対 象 面 積	1㎡ 当 り 標 準 建 設 費
事業所の従業員数、施設の利用予定員数、既設の同種施設の有無及びその規模等を勘案して事業団が認めた面積	耐火構造 北海道36,100円 その他の地域34,400円 簡易耐火構造 北海道31,400円 その他の地域29,900円 木造及び防火構造 北海道24,800円 その他の地域23,600円

〔附帯工事費〕

特殊基礎工事費 (耐火構造のみ) 1㎡当り 5,000円

暖房設備工事費

構 造	1㎡ 当 り 地 域 別 価 格
耐火構造及び簡易耐火構造	北海道 5,400円 その他の地域 5,200円
その他の構造	北海道 4,400円 その他の地域 4,200円

昇降機設置工事費

種 類	階 数 別、1基当りの価格
人員用エレベーター	3階以上 6,800,000円～8,150,000円
給 食 用 リ フ ト	2階以上 550,000円～1,100,000円

水そう設置工事費

高架水そう	建築延面積 1,000㎡以内	1ヵ所当り 2,360,000円まで
屋上水そう	建築延面積 3,000㎡以上	1ヵ所当り 2,550,000円まで

浄化水そう設備設置工事費

50人そう～1,000人そう	北海道 1ヵ所当り 670,000円～2,790,000円 その他の地域 1ヵ所当り 640,000円～2,650,000円
----------------	---

避雷針設備工事費 1基当り 80,000円

〔設計監督費〕

(主体工事費+附帯工事費) × 5%相当額

(2). 設備備品購入資金は、次の算式により得た額です。

貸付額 = 必要な備品1品目の単価10万円以上のものの購入額の合計額 × 融資率

(3). 土地取得資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = 融資対象面積 × 地域別 1㎡当りの標準価格 × 融資率
(土地取得面積及び貸付額)

融 資 対 象 面 積	地 域 別 1㎡ 当 り 標 準 価 格
建物敷地の場合 建物の融資対象面積の3倍以内、屋外体育施設の場合 標準額 校庭面積の1.5倍以内	3,700円又は 8,000円 (地域により区分されています)

(4). 融資率 中小企業又はその団体……………90%
大企業……………80%

(注) 申請額は、1件100万円以上のものについて受付けます。

3. 貸付限度額

事業主は1,500万円、事業主の団体は3,000万円です。

4. 貸付条件

- (1). 利率 中小企業又はその団体.....年6.5%
大企業.....年7%

(2). 償還期間

施設の構造等	償 還 期 間
耐火構造	20年以内（1年以内の据置期間を含む）
その他の構造	15年以内（" "）
設備備品	5年以内（6月以内の据置期間を含む）

- (3). その他
償還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。

職業訓練施設

1. 貸付要件

職業訓練を行なうための施設(教室、実習場)の新設、増改築をするための資金及び訓練用の機械の設置及び購入に必要な資金を、次の業種の中小企業事業主又はその団体に、労働者住宅と同じ要件を充す(A-2は除く。)労働者を合計して事業主は15人以上、団体は23人以上雇い入れる場合に限り貸付けます。

[融資対象業種]

鉱業、製造業、建設業、運輸通信業、電気ガス水道業、自動車修理業及び機械修理業。

2. 貸付額

- (1). 新設資金、増改築資金は、次の算式で得た額です。
貸付額＝融資対象面積×1㎡当り標準建設費×融資率

[主体工事費の単価]

融資対象面積	1㎡当り標準建設費
訓練生1人当り 10㎡	25,500円

- (2). 機械設備購入資金は、次の算式により得た額です。

貸付額＝機械の購入単価×数量×融資率

- (3). 融資率 中小企業又はその団体.....90%

(注) 申請額は、1件100万円以上のものについて受付けます。

3. 貸付限度額

事業主は、700万円（建物 500万円以内、機械 350万円以内）事業主の団体は、1,050万円（建物 750万円以内、機械 550万円以内）です。

4. 貸付条件

- (1). 利率 中小企業又はその団体.....年6.5%
(2). 償還期間 福祉施設の場合と同じです。
(3). その他

償還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。

通年雇用設備

1. 貸付要件

積雪寒冷地域のため冬期間事業を休止する建設業及び建設用粘土製品の製造業、又は原料入手の季節的変動のため事業に繋関ができる水産加工業の事業主又はその団体に、これらの事業に雇用している季節労働者を常用化あるいは新たに常用労働者を雇い入れるための設備備品の購入に必要な資金を貸付けます。建設業＝次の指定地域内で、事業を行なう建設法第8条の規定に該当する事業主又はその団体に貸付けます。

[指定地域]

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、及び岐阜県

水産加工業＝次の指定地域内の水産業協同組合法で規定している水産加工業者で、中小企業に属する事業主又はその団体に貸付けます。

[指定地域]

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、静岡県、福井県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、及び鹿児島県

建設用粘土製品の製造業＝次の指定地域内で粘土を原料として建設用の屋根かわら、れんが、土管等（陶磁器製品、セメント製品は含まれません。）を製造する中小企業に属する事業主又はその団体に貸付けます。

[指定地域]

建設業の指定地域と同じです。

2. 貸付額

- (1). 設備備品購入資金は、次の算式で得た額です。
貸付額＝対象備品1品目の購入単価が10万円以上のものの合計額×融資率

[対象備品]

- 建設業 除常用アルドナー、ボイラー、温水器、越冬用移動宿舎、ポータブルヒーター等
- 水産加工業 冷蔵冷蔵設備、乾燥設備、暖房設備に限ります。
- 建設用粘土製品の製造業 除常用アルドナー、原土保管設備、暖房設備、乾燥設備等

- (2). 融資率

- 建設業 中小企業又はその団体 90% 大企業 80%
- 水産加工業 中小企業又はその団体 90%
- 建設用粘土製品の製造業 中小企業又はその団体 90%

3. 貸付限度額

業 種	事 業 主	事業主の団体
建設業	1,500万円	2,000万円
水産加工業	2,000万円	3,000万円
建設用粘土製品の製造業	1,000万円	1,500万円

4. 貸付条件

- (1). 利率 中小企業又はその団体.....年6.5%
大企業.....年7%

(2). 償還期間

業 種	償 還 期 間
建設業	5年以内（6月以内の据置期間を含む）
製造業	5年以内（6月以内の据置期間を含む）

身体

1. 貸付要件
身体障害者である労働者の雇用を促進する事業主(団体には貸付けません。)に対して貸付けます。

2. 貸付額

- (1). 新設資金、増改築資金は、次の算式で得た額です。
貸付額＝融資対象面積×1㎡当り標準建設費×融資率

[主体工事の単価]

融資対象面積	1㎡当り標準建設費
1人当り 23㎡	31,000円

- (2). 作業設備備品購入改造資金は、次の算式で得た額です。

- 貸付額＝1品目の購入単価が5万円以上の備品の購入額の合計額×融資率
(3). 融資率 中小企業.....90% 大企業.....80%

3. 貸付限度額

中小企業及び大企業ともに1,000万円です。ただし、身体障害者の雇用率が高い場合は、1,500万円を限度とします。

4. 貸付条件

- (1). 利率 中小企業.....年6.5% 大企業.....年7%
(2). 償還期間 福祉施設の場合と同じです。

- (3). その他
償還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。

借入申請の留意事項

「借入申込書」に添付する主な書類

イ、公共職業安定所の証明書、ロ、事業の概要、ハ、事業主の略歴、ニ、最近3期の決算報告書、ホ、建設計画の設計図（配置図、平面図、見取図など）へ、納税証明書、ト、建設敷地の最近の登記簿謄本など。
(注) このほか融資の種類により、必要に応じて添付していただく書類がありますから借入申込書で確認して下さい。

各融資の申請

各融資は、別個に申し込んでいただくことになっています。例えば、3階の建物を計画する場合で、1階を職業訓練施設に、2階を福祉施設に、3階を労働者住宅にするといった場合でも、別々に申し込むことになります。

借入申込み先

雇用促進事業団が融資業務を委託している金融機関の窓口ですが、建設予定地の都道府県内にある取扱金融機関に限られています。(ただし、通年雇用設備の建設業については、指定地域の隣接県及び東京、名古屋、大阪等の委託窓口でも取扱うことになっています。)

取扱金融機関（都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫など）の名簿は次の機関に備え付けてあります。

イ都道府県労働主管部(局) 失業保険課、職業訓練課、職業安定課

ロ公共職業安定所

ハ住宅金融公庫本所又は支所

ニ雇用促進事業団本部又は支部

借入申込書

取扱金融機関でお求め下さい。

「事前着工禁止」

貸付決定前に工事を始めることはできませんからご注意ください。
(注) ここに記載した標準建設費及び土地の標準価額は、昭和45年度現在のものです。

昭和46年度の募集

1. 融資計画

187億円

2. 融資の種類

- 労働者住宅
 - 福祉施設
 - 職業訓練施設
 - 通年雇用設備(水産加工業、建設用粘土製品の製造業)
 - 身体障害者作業施設
- (注、通年雇用設備の建設業は8月、9月に行ないます。)

3. 受付期間

昭和46年4月1日から5月30日までの2ヵ月間
(なるべく早期に申し込んで下さい。)

4. 貸付決定時期

4月受付分は6月末日、5月受付分は7月末日